

重 要

特定排出事業者の産業廃棄物適正処理報告書

記入要領

(大学)

【目 次】

- 報告者名等の記入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 1 事業場における産業廃棄物処理の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 産業廃棄物の減量及び適正な処理に係る管理体制に関する事項・・・・・・・・ 2
 - (1) 産業廃棄物の減量及び適正な処理に係る経営上の方針・・・・・・・・ 3
 - (2) 産業廃棄物の減量及び適正な処理に係る総合的な責任を担う組織の設置及び
取組の状況・・・・・・・・ 3
 - (3) 産業廃棄物管理責任者の役職及び役割・・・・・・・・ 6
 - (4) 従業員の教育訓練の実施状況・・・・・・・・ 8
 - (5) 産業廃棄物処理に係る監査の実施状況・・・・・・・・ 10
- 3 関連事業者に対する産業廃棄物の減量及び適正な処理の普及、支援等の取組・・・・・・・・ 11
- 4 産業廃棄物の減量及び適正な処理に係る情報の発信に係る取組・・・・・・・・ 12
- 5 処理を委託した産業廃棄物の適正な処理を確保するための取組・・・・・・・・ 12
 - (1) 産業廃棄物の処理の委託先を選定するときに確認している事項・・・・・・・・ 13
 - (2) 産業廃棄物の処理の過程において当該産業廃棄物に関して確認している事項・・・・・・・・ 15
 - (3) 産業廃棄物処理に係る費用の支払方法・・・・・・・・ 16
 - (4) 委託先が産業廃棄物の適正な処理を行い得る状態が維持されているか・・・・・・・・ 16
- 確認している事項
- 6 産業廃棄物の処理に伴う環境への負荷を低減するための取組・・・・・・・・ 17
- 7 産業廃棄物の再生状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 8 再生資源の利用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 9 その他の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

この記入要領は、報告項目ごとに、報告いただく内容を解説したものです。報告書作成の際に、報告書と照らし合わせてご利用ください。また、選択肢方式で報告いただく項目については、選択する場合の基準について解説を加えていますので、参考にしてください。

【報告書の記入要領】

○ 報告者名等の記入

報告年度、報告日、報告者住所・氏名、事業の種類、ホームページアドレス、事業場の名称及び規模、記入者の所属・氏名・連絡先を記入してください。

報告は、キャンパスをひとつの事業場として捉え、大学単位で報告をしていただくことを基本とします。

ただし、キャンパスごとに産業廃棄物の処理に関するマネジメントを行っている場合はキャンパス単位で、学部ごとにマネジメントを行っている場合は学部単位で報告をしていただくことも可能です。

学部及び研究科の名称欄は、制度の要件に該当する都内にある全ての学部及び研究科の名称を略さず記入してください。

(記入例) **特定排出事業者の産業廃棄物適正処理報告書**
【平成17年度(大学)】

平成17年11月10日

東京都知事 殿

報告者

住所

新宿区西新宿2-8-1

氏名

〇〇大学

学長 新宿 太郎

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

ホームページURL	http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sanpai/index.htm		
学部及び研究科の名称	医学部、歯学部、薬学部、理学部、工学部、農学部		
記入者所属	環境安全室		
記入者氏名	〇〇〇〇	電話番号	03-5388-XXXX

1 事業場における産業廃棄処理の概要

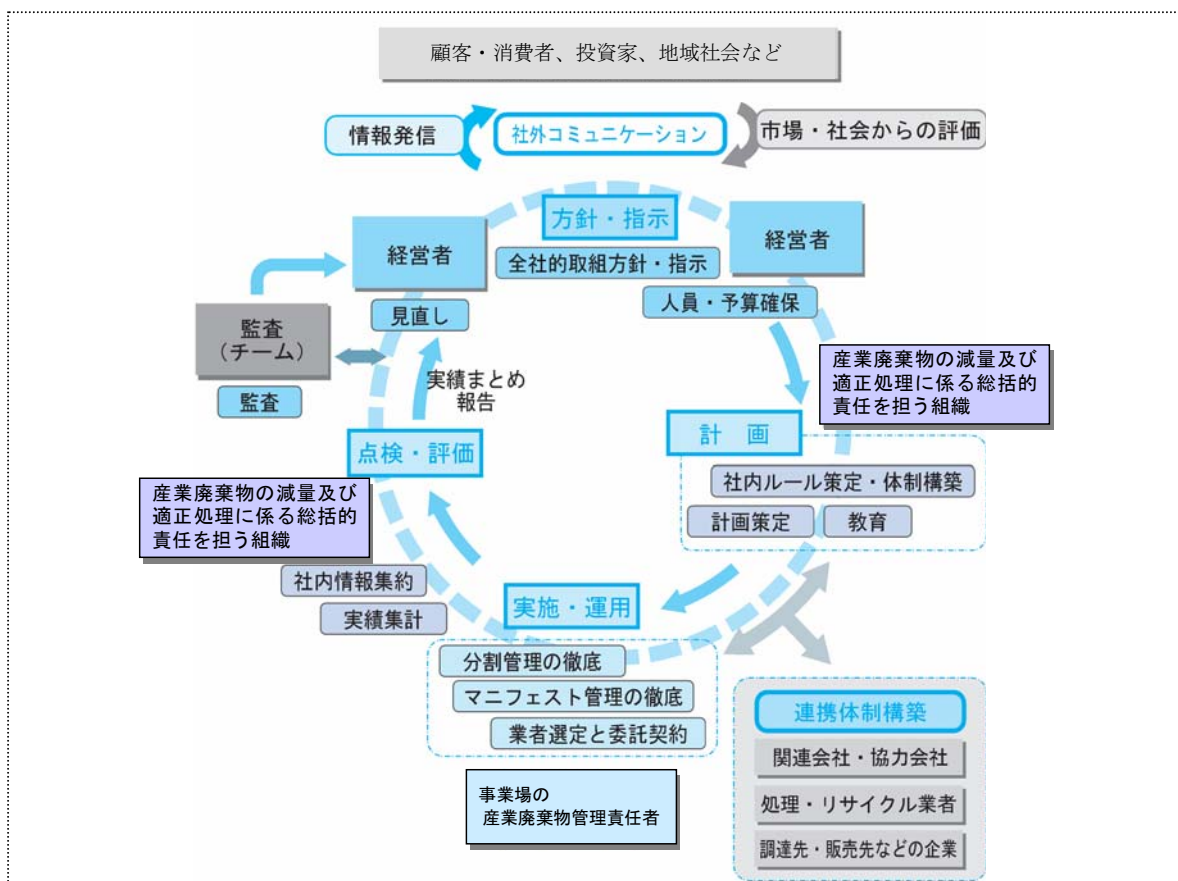
排出される産業廃棄物について、分別している種類ごとにその品目と、委託処理の方法を記入してください。自己処理後に委託する場合には、「処理の方法」の欄に、その旨を記入してください。自己処理で処分が完了する場合には「自己処理」と記入してください。

(記入例)

分別品目	処理の方法	分別品目	処理の方法
感染性廃棄物（液状・泥状の物）	焼却	廃酸	自己処理後に焼却
感染性廃棄物（固形状の物）	焼却	廃アルカリ	自己処理後に焼却
感染性廃棄物（鋭利な物）	焼却		

2 産業廃棄物の減量及び適正な処理に係る管理体制に関する事項

産業廃棄物を排出する企業にとって、法令を遵守した適正な処理やリサイクルが行われるよう最大限の努力を尽くすことは、企業の社会的責任（CSR）の中核的要素のひとつです。特に大企業には、適正処理に向けた取組を産業界全体に拡げて行く上で、主導的な役割を果たすことが求められます。



産業廃棄物の減量及び適正な処理に係る管理体制のイメージ

注1) 管理体制は、業種や企業規模、事業の特性などにより異なります。
 注2) 「排出事業者のための廃棄物・リサイクルガバナンス構築と実践のポイント」（経済産業省）を参考に作成しています。
 「排出事業者のための廃棄物・リサイクルガバナンス構築と実践のポイント」について詳しくお知りになりたい場合は、経済産業省の下記ホームページをご覧ください。
http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/3r_policy/policy/governance.html

産業廃棄物の減量及び適正な処理を進め、不適正処理に巻き込まれるリスクを低減するためには、産業廃棄物の処理に関して経営者層の十分な認識と積極的な関与のもと、経営者から全従業員までを含む全社的な取組、さらには関連事業者まで含めた取組を行う体制を構築することが重要です。

このことを踏まえ、産業廃棄物の減量や適正処理についての企業方針、減量や適正処理を確保するために中心となる組織及び産業廃棄物管理責任者の取組事項、従業員の教育訓練、産業廃棄物処理に関する監査の実施状況について報告していただきます。

(1) 産業廃棄物の減量及び適正な処理に係る経営上の方針

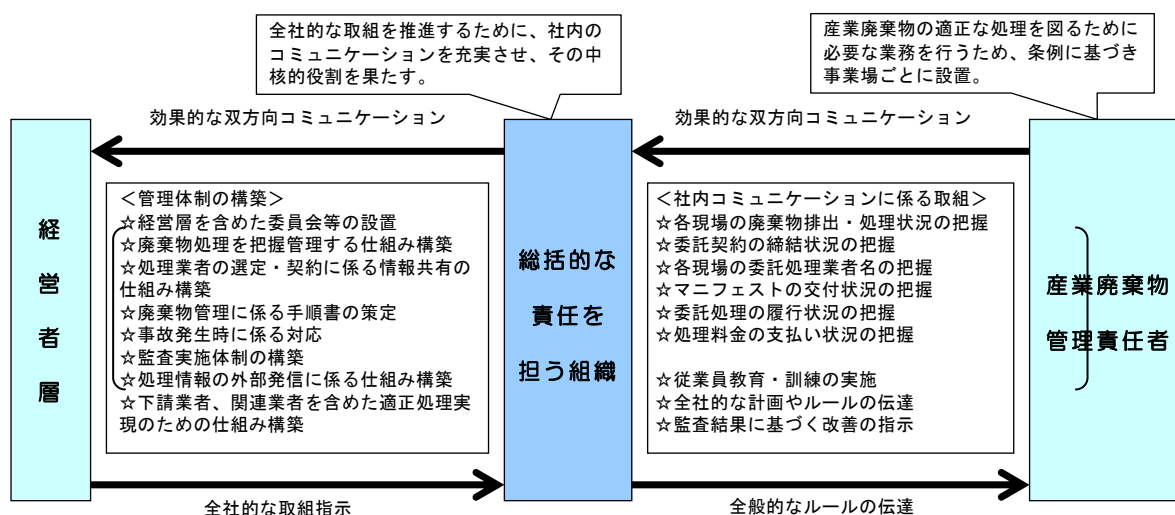
産業廃棄物の減量や、排出された産業廃棄物の適正な処理が確保されるように、大学全体で取り組む上での理念や方針について 500 字以内で報告してください。文字数の関係で、報告スペース内に収まらない場合には、方針の骨子を記入してください。

また、自大学ホームページ上で方針を公表している場合には、公表しているホームページのアドレスも併せて記入していただいても結構です。

(2) 産業廃棄物の減量及び適正な処理に係る総括的な責任を担う組織の設置及び取組の状況

「総括的な責任を担う組織」とは、学内の産業廃棄物の減量や、処理に関するマネジメントを推進するための、中核的な役割を果たす組織のことです。主な役割は次のような事項が挙げられます。

- 排出される産業廃棄物の減量や適正に処理するための学内の組織体制、ルールを構築する。
- 経営者層が関与して策定した学内ルールや計画・目標を排出場所となる事業場に伝達するとともに、排出場所の情報を集約した結果を経営者層に報告するなど、経営者層との双方向コミュニケーションを促進する。



総括的組織のイメージ

① 総括的な責任を担う組織（以下「総括的組織」という。）の名称

総括的な責任を担う組織の名称を記入してください。産業廃棄物の処理に関するマネジメントを専門に行うことを目的として設置されている組織でなくてもかまいません。例えば、総務関係の業務を行う組織が産業廃棄物処理に関するマネジメントも行っていれば、その組織の名称を記入してください。

（記入例）

環境安全室

② 総括的組織が取り組んでいる事項

ア 学内における産業廃棄物の管理体制

産業廃棄物の減量や適正に処理するための学内の組織体制、ルールの構築に向けて、総括的組織が取り組んでいる事項を選択肢の中から選択してください。

本報告様式は、選択肢の中から該当する事項を、選択する方式が中心となっております。いずれの報告事項も該当する選択肢をすべて選択してください。また、選択肢に挙げた事項以外の取組があれば、「その他」を選択し、具体的な取り組み内容を記入してください。

なお、特に取り組んでいなければ、いずれの選択肢も選択しないでください。

（選択肢の解説）

- 経営者層等を含めた、産業廃棄物の減量及び適正処理に関する委員会等を設置している。
経営者層が長となり、産業廃棄物の適正処理に関する計画・ルール等の決定や、経営者層が学内の取組について具体的に指示するなどの場として、会議や委員会が常時設置されていればチェックする。
- 教育研究組織の責任者と事務部局の責任者を含めた、適正処理に関する連絡会等を設置している。
教員の長（学部長、研究科長など）、事務担当職員の長（庶務担当部長、経理担当部長など）が構成員となり、廃棄物等の適正処理に関する計画やルール等の作成・周知や、現場での問題点、改善への取組を具体的に検討するなどの場としての会議等が、常時設置されていればチェックする。
- 産業廃棄物処理の委託先の選定・契約に関与する組織の間で、産業廃棄物処理について必要な情報を共有している。
当該部署及び処理業者の選定・契約に関与する従業者間で、廃棄物処理業者の適切な選定・契約、委託に係る情報を共有するための仕組みを構築していればチェックする。
- 産業廃棄物処理の履行状況の確認に電子マニフェストを導入している。
電子マニフェストシステムを導入して、産業廃棄物の委託処理の履行状況を確認する体制を構築していればチェックする。
- 産業廃棄物処理の履行状況の確認にGPSやICタグ等のITを活用した産業廃棄物の追跡システムを導入している。
GPSやICタグ等のITを活用した産業廃棄物の追跡システムを導入して、委託処理の履行状況を確認する体制を構築していればチェックする。
- 産業廃棄物の減量及び適正処理に関する手順書を策定している。
産業廃棄物の処理が適正に行われるよう、その手順やルールを明記した文書（マニュアルや作業標準）を作成していればチェックする。併せて策定している手順書に含まれている内容について選択する。

<策定している手順書に含まれている内容>

- 適正な処理委託契約を行うための手順
法令を遵守した委託契約が締結されるよう、契約に係る手順を定めた文書を作成していればチェックする。

- 特別管理産業廃棄物に該当するか否かを判断するための手順
 排出された産業廃棄物が、特別管理産業廃棄物に該当するか否かの判定方法を定めた文書を作成していればチェックする。
- 適正な分別や保管の手順
 産業廃棄物と特別管理産業廃棄物の分別、有害物質を含む産業廃棄物や揮発性の廃棄物などの保管を適正に行うための手順を定めた文書を作成していればチェックする。
- 紙マニフェスト及び電子マニフェスト（以下「マニフェスト等」という。）の運用を適正に行うための手順
 法令を遵守したマニフェストの運用が行われるよう、マニフェスト運用に係る手順を定めた文書を作成していればチェックする。
- 処理施設を設置している場合、施設での適正な処理を行うための手順
 自ら産業廃棄物の処理を行っている場合に、自己処理を適正に行うための手順を定めた文書を作成していればチェックする。
- その他（ ）
- 事故発生時の連絡対応の体制を構築している。
 万が一、委託した産業廃棄物が不適正に処理された場合や、事業場内で事故が発生した場合など、緊急時に備えた連絡体制の構築や対応マニュアルの作成がなされていればチェックする。
- 産業廃棄物の適正処理に係る内部監査の実施体制を構築している。
 産業廃棄物の適正処理の状況や、計画の達成状況に関する内部監査を実施するための体制を構築していればチェックする。
- 産業廃棄物の減量及び適正処理に関する情報を外部発信するための体制を構築している。
 産業廃棄物の減量や適正処理確保に向けた取組について、広く都民等に発信するための体制を構築していればチェックする。
- 原材料や試薬等を納入する事業者等の関連事業者を含めた、減量及び適正処理確保のための体制を構築している。
 学内だけでなくとどまらず、関連事業者（納入事業者や構内営業事業者、共同研究先等）を含めて、減量促進や適正な処理を行うための体制を構築していればチェックする。
- 特別管理産業廃棄物の判定に係る試験を行うための体制を構築している。
 排出する産業廃棄物の試験を自ら実施あるいは委託し、特別管理産業廃棄物に該当するか否かの判定を行なう体制が構築されていればチェックする。
- 学内で産業廃棄物の処理を行う施設を管理運営するための体制を構築している。
 学内の産業廃棄物の保管施設や、自ら処理（焼却、廃液処理など）する施設の管理運営を行う体制を構築していればチェックする。
- その他（ ）

イ 産業廃棄物の減量及び適正処理に関する学内のコミュニケーション

経営者層からの指示伝達や、排出場所となる事業場の情報の集約並びに経営者層への定期的な報告といった、双方向のコミュニケーションを促進するために総括的組織が取り組んでいる事項を選択肢の中から選択してください。

（選択肢の解説）

- 産業廃棄物の排出状況、分別状況、保管状況、処理実績を把握している。
 産業廃棄物の排出状況、分別状況、保管状況、処理実績について把握していればチェックする。
- 有害化学物質の使用状況を把握している。
 有害化学物質を含んだ試薬などの購入量、使用量、保管状況などを把握していればチェックする。
- 産業廃棄物の処理に関する委託契約の締結状況を把握している。
 産業廃棄物の処理委託契約が、法令の規定通り適正に締結されていることを把握していればチェックする。

- 産業廃棄物の委託処理に関するマニフェスト等の運用状況を把握している。
〔 紙マニフェスト及び電子マニフェストの運用状況を把握していればチェックする。併せて、把握している内容について選択する。 〕
- <把握している内容>
 - 紙マニフェストの交付状況及び電子マニフェストの登録状況
〔 紙マニフェスト（控）の確認（電子マニフェストについては情報処理センターへの登録内容の確認）により、交付者、交付日（電子マニフェストについては登録担当者、引渡し日）、廃棄物の種類及び数量等を把握していればチェックする。 〕
 - 処理業者からの紙マニフェスト（写）の送付状況
〔 紙マニフェストを使用している場合に、処理業者から処理終了を知らせる紙マニフェスト（写）が送付された日を把握していればチェックする。 〕
 - マニフェスト等の確認による、委託処理の履行状況
〔 紙マニフェストについては、交付したマニフェスト（控）と送付されたマニフェスト（写）を照合確認を、また、電子マニフェストについては情報処理センターへの確認を行い、委託処理の履行状況を把握していればチェックする。 〕
 - 紙マニフェスト（写）の保存状況
〔 紙マニフェストの場合に、照合確認後に保存しているマニフェスト（写）の保存状況を把握し、内容を直ちに確認できる状況にあればチェックする。 〕
 - その他（ ）
- 産業廃棄物の委託処理に関する料金の支払状況を把握している。
〔 各契約における処理料金を把握するとともに、料金の支払時期を処理の履行状況と照合して把握していればチェックする。 〕
- 従業者及び学生の教育訓練を実施している。
〔 産業廃棄物の減量及び適正処理に向けて、従業者及び学生の教育訓練を行っていればチェックする。 〕
- 産業廃棄物の減量や適正な処理に関する計画やルールを伝達している。
〔 産業廃棄物の減量や適正処理について定めたルールを、従業者及び学生に伝達するための活動（学内文書への掲載や掲示板での掲示など）を行っていればチェックする。 〕
- 産業廃棄物の適正処理に係る監査の指摘事項に関する改善を指示している。
〔 監査での指摘等を踏まえ、改善すべき事項を具体的に指示していればチェックする。 〕
- 産業廃棄物の適正処理に資する研究に協力している。
〔 産業廃棄物の適正処理に関して社会に資する成果を期待できる研究について、データやサンプルの提供などの協力を行なっていればチェックする。 〕
- 廃棄物問題に取り組む学生の活動を支援している。
〔 部活動やサークルなどで廃棄物問題に取り組む学生団体の活動に対して、金銭面や活動時の学内会場の提供など、支援を行なっていればチェックする。 〕
- その他（ ）

(3) 産業廃棄物管理責任者の役職及び役割

「産業廃棄物管理責任者」は東京都廃棄物条例第 14 条第 1 項で、事業場ごとに選任が義務付けられています。産業廃棄物管理責任者は、当該事業場から排出される産業廃棄物の処理に関する権限を有するものであって、廃棄物処理について十分な知識を有するもののうちから選任することとされています。

また、産業廃棄物管理責任者の役割は、当該事業場から排出される産業廃棄物の減量のための取組及び処理の状況を常に把握し、必要と認めるときは、その処理の方法等について改善のための措置を講ずることとされています。産業廃棄物管理責任者は、一事業場で、複数選任することも可能です。

① 産業廃棄物管理責任者の役職

産業廃棄物管理責任者に選任されている方の役職名を記入してください。

複数名の産業廃棄物管理責任者を選任している場合は、すべての責任者の役職名を記入してください。

(記入例)

各学部環境安全担当教官

② 産業廃棄物管理責任者が取り組んでいる事項

産業廃棄物管理責任者が取り組んでいる事項を選択肢の中から選択してください。

(選択肢の解説)

- 産業廃棄物の排出状況、分別状況、保管状況、処理実績を把握している。
〔 産業廃棄物の排出状況、分別状況、保管状況、処理実績について把握していればチェックする。 〕
- 有害化学物質の使用状況を把握している。
〔 有害化学物質を含んだ試薬などの購入量、使用量、保管状況などを把握していればチェックする。 〕
- 産業廃棄物の処理に関する委託契約の締結状況を把握している。
〔 産業廃棄物の処理委託契約が、法令の規定通り適正に締結されていることを把握していればチェックする。 〕
- 産業廃棄物の委託処理に関するマニフェスト等の運用状況を把握している。
〔 紙マニフェスト及び電子マニフェストの運用状況を把握していればチェックする。併せて、把握している内容について選択する。 〕
 - <把握している内容>
 - 紙マニフェストの交付状況及び電子マニフェストの登録状況
〔 紙マニフェスト（控）の確認（電子マニフェストについては情報処理センターへの登録内容の確認）により、交付者、交付日（電子マニフェストについては登録担当者、引渡し日）、廃棄物の種類及び数量等を把握していればチェックする。 〕
 - 処理業者からの紙マニフェスト（写）の送付状況
〔 紙マニフェストを使用している場合に、処理業者から処理終了を知らせる紙マニフェスト（写）が送付された日を把握していればチェックする。 〕
 - マニフェスト等の確認による、委託処理の履行状況
〔 紙マニフェストについては、交付したマニフェスト（控）と送付されたマニフェスト（写）を照合確認を、また、電子マニフェストについては情報処理センターへの確認を行い、委託処理の履行状況を把握していればチェックする。 〕
 - 紙マニフェスト（写）の保存状況
〔 紙マニフェストの場合に、照合確認後に保存しているマニフェスト（写）の保存状況を把握し、内容を直ちに確認できる状況にあればチェックする。 〕
 - その他（ ）
- 産業廃棄物の委託処理に関する料金の支払状況を把握している。
〔 処理委託契約における処理料金を把握するとともに、料金の支払時期を処理の履行状況と照合して把握していればチェックする。 〕
- 産業廃棄物の減量及び適正処理に関する手順書を策定している。
〔 産業廃棄物の処理が適正に行われるよう、その手順やルールを明記した文書（マニュアルや作業標準）を作成していればチェックする。併せて策定している手順書に含まれている内容について選択する。 〕
 - <策定している手順書に含まれている内容>
 - 適正な処理委託契約を行うための手順
〔 法令を遵守した委託契約が締結されるよう、契約に係る手順を定めた文書を作成していればチェックする。 〕

- 特別管理産業廃棄物に該当するか否かを判断するための手順
 排出された産業廃棄物が、特別管理産業廃棄物に該当するか否かの判定方法を定めた文書を作成していればチェックする。
- 適正な分別や保管の手順
 産業廃棄物と特別管理産業廃棄物の分別、有害物質を含む産業廃棄物や揮発性の廃棄物などの保管を適正に行うための手順を定めた文書を作成していればチェックする。
- マニフェスト等の運用を適正に行うための手順
 法令を遵守したマニフェストの運用が行われるよう、マニフェスト運用に係る手順を定めた文書を作成していればチェックする。
- 自ら処理を行うための施設を設置している場合、施設での適正な処理の手順
 自ら産業廃棄物の処理を行っている場合に、自己処理を適正に行うための手順を定めた文書を作成していればチェックする。
- その他 ()
- 従業者及び学生の教育訓練を実施している。
 産業廃棄物の減量及び適正処理に向けて、従業者及び学生の教育訓練を行っていればチェックする。
- 産業廃棄物の減量や適正な処理に関する計画やルールを伝達している。
 産業廃棄物の適正処理について定めたルールを、従業者及び学生に伝達するための活動(学内文書への掲載や掲示板での掲示など)を行っていればチェックする。
- 産業廃棄物の適正処理に係る監査の指摘事項に関する改善を指示している。
 監査での指摘等を踏まえ、改善すべき事項を具体的に指示していればチェックする。
- その他 ()

(4) 従業者の教育訓練の実施状況

大学全体で取り組むには、従業者及び学生に対して教育訓練を行い、減量および適正処理に対する意識の向上を図り、個々の従業者及び学生の役割を周知徹底することが重要です。

① 全従業者及び学生を対象とした研修の内容

産業廃棄物を排出する事業場に勤務するすべての従業者、及び所属するすべての学生を対象に実施している研修の内容について選択肢の中から選択してください。

また、従業者及び学生 1 人あたりの研修受講頻度を記入してください。

(選択肢の解説)

- 産業廃棄物の減量及び適正処理に関する経営上の方針について
 研修を通じて、産業廃棄物の減量及び適正な処理に関する経営上の方針の周知がなされていればチェックする。
- 産業廃棄物の減量及び適正処理に関する計画や目標について
 研修を通じて、産業廃棄物の減量及び適正な処理に関する計画・目標の周知がなされていればチェックする。
- 産業廃棄物の適正な分別、保管の徹底について
 研修を通じて、分別の重要性、分別・保管ルールの周知がなされていればチェックする。
- 産業廃棄物の減量及び適正処理に関する従業者、学生の役割について
 研修を通じて、減量及び適正な処理を行うための各従業者及び学生の役割について周知がなされていればチェックする。
- 産業廃棄物の減量及び適正処理に関するルールについて
 研修を通じて、減量及び適正処理に関する社内ルールについて周知がなされていればチェックする。
- 廃棄物関係法令の概要について
 研修を通じて、廃棄物関係法令の概要について周知がなされていればチェックする。

- 外部機関が行う、産業廃棄物の減量及び適正処理に関する研修を受講
 〔 産業廃棄物の適正処理に関する有識者の講演の聴講や、専門機関の実施する講習会等に定期的に参加していればチェックする。 〕
- その他 ()
- < 従業者及び学生の研修受講頻度： (頻度の記入例) 1回/年、毎年、1年に1回 >

② 産業廃棄物管理責任者を対象とした研修の内容

産業廃棄物管理責任者を対象に実施している研修の内容について選択肢の中から選択してください。また、産業廃棄物管理責任者1人あたりの研修受講頻度を記入してください。

(選択肢の解説)

- 廃棄物関係法令について
 〔 研修を通じて、排出事業者として法令上遵守しなければならない事項について周知がなされていればチェックする。 〕
- 従業者及び学生の教育について
 〔 従業者及び学生を対象とした教育訓練の方法について、研修が行われていればチェックする。 〕
- 優れた取組を行っている他大学等の排出場所の排出現場の視察や取組事例の紹介
 〔 優れた取組を積極的に取り入れるため、他学部・他キャンパス及び他の大学の排出現場や保管場所等の視察をしていればチェックする。 〕
- 処理委託先の施設の視察を行い、その処理に見合った分別を再確認
 〔 自ら排出した廃棄物が適正に処理されていることを確認すると共に、学内における分別等の重要性を再確認することを目的として、委託処理業者の施設の視察を行っていればチェックする。 〕
- 外部機関が行う、産業廃棄物の減量及び適正処理に関する研修を受講
 〔 産業廃棄物の適正処理に関する有識者の講演の聴講や、専門機関の実施する講習会等に定期的に参加していればチェックする。 〕
- その他 ()
- < 産業廃棄物管理責任者の研修受講頻度： 受講頻度を記入 >

③ 教育訓練用テキストの作成状況

教育訓練に使用するテキストの作成状況について選択肢の中から選択してください。

(選択肢の解説)

- 社外で作成されたテキストを活用している。
 〔 行政の作成したパンフレットや市販の環境教育用テキスト、環境関連誌などを、補助的に使用していればチェックする。 〕
- 全従業者及び学生を対象とした教育訓練用のテキストを作成している。
 〔 教官、技師、事務取り扱い者等の全従業者及び学生を対象とした教育訓練用のテキストを学内で作成し、教育訓練に使用していればチェックする。 〕
- 産業廃棄物管理責任者を対象とした教育訓練用のテキストを作成している。
 〔 産業廃棄物管理責任者を対象とした教育訓練用のテキストを学内で作成し、教育訓練に使用していればチェックする。 〕
- その他 ()

④ 教育訓練の効果促進に向けた取組

教育訓練の効果をも、さらに高めるに取り組んでいる事項について選択肢の中から選択してください。

(選択肢の解説)

- 産業廃棄物の減量及び適正処理に係る取組に関して提案募集制度を導入している。
〔 事業場で減量や適正処理に取り組む従業者及び学生から、取組に関する改善提案を公募する制度があればチェックする。 〕
- 産業廃棄物の減量及び適正処理に係る取組事例の発表会を開催している。
〔 事業場における減量及び適正な処理を行うための取組事例の発表会を、定期的に開催していればチェックする。 〕
- その他 ()

(5) 産業廃棄物処理に係る監査の実施状況

産業廃棄物の減量や適正な処理への取組の成果や改善点を把握するには、監査を実施することが有効です。監査結果は経営者層に報告するとともに、必要に応じて取組内容を改善していくことが重要です。

① 産業廃棄物処理に関する内部監査の監査項目

産業廃棄物処理に関して実施している内部監査の監査項目について、選択肢の中から選択してください。

また、内部監査の実施頻度も記入してください。監査の対象となる組織が複数ある場合(キャンパスごと、学部ごとなど、それぞれに監査を実施している場合。)には、1組織に対する平均的な実施頻度を記入してください。

(選択肢の解説)

- 処理委託契約書の内容に関する事項
〔 処理委託契約書の内容、保存の状況などに関する事項を監査の対象にしていればチェックする。 〕
 - マニフェスト等の運用に関する事項
〔 紙マニフェストについては、交付状況や処理業者からのマニフェスト(写)の送付状況、マニフェスト(控)の保存状況、電子マニフェストについては入力内容や処理の履行状況の確認状況など、マニフェスト等の運用状況に関する事項を監査の対象にしていればチェックする。 〕
 - 産業廃棄物の分別状況
〔 事業場内における産業廃棄物の分別に関する事項を監査の対象にしていればチェックする。 〕
 - 産業廃棄物の保管状況
〔 産業廃棄物を処理業者に引き渡すまでの保管に関する事項を監査の対象にしていればチェックする。 〕
 - 産業廃棄物の減量や適正な処理に関する計画等の達成状況
〔 産業廃棄物の減量及び適正処理に関する計画や目標の達成状況に関する事項を監査の対象にしていればチェックする。 〕
 - 自ら処理を行う場合の処理状況
〔 産業廃棄物の処理を自ら行っている場合、自ら処理に関する事項を監査の対象としていればチェックする。 〕
 - その他 ()
- <内部監査の実施頻度: 実施頻度を記入する。 >

② 産業廃棄物処理に関する外部監査の導入頻度

産業廃棄物処理に関する外部監査を導入している場合、監査の頻度を記入してください。監査の対象となる組織が複数ある場合（キャンパスごと、学部ごとなど、それぞれに監査を実施している場合。）には、1組織に対する平均的な頻度を記入してください。

(記入例)

② 産業廃棄物処理に関する外部監査の頻度

(頻度：頻度を記入する。)

3 関連事業者に対する産業廃棄物の減量及び適正な処理の普及、支援等の取組

自社における廃棄物管理を徹底するとともに、関連事業者（構内営業事業者、共同研究先、定期的に原材料や試薬等を納入する事業者等をいう。）と幅広く連携して取り組むことで、不適正処理のリスクを下げる事が出来ます。ここでは、関連事業者への普及や支援などの取組について報告していただきます。

① 原材料や試薬等の納入事業者を含めた取組

原材料や試薬等の納入事業者を含めて取り組んでいる事項について選択肢の中から選択してください。納入事業者を有さない場合は、「納入事業者を有していない」を選択してください。

(選択肢の解説)

- 納入事業者を有していない。
[納入事業者を有していなければチェックする。]
- 産業廃棄物の適正な処理に関する情報を共有している。
[有害化学物質を含んだ産業廃棄物の適正な分別や保管、処理方法の選択など、適正に処理するために必要な情報を納入事業者と共有していればチェックする。]
- 納入事業者も含めた研修や勉強会を実施している。 (頻度：頻度を記入する。)
[納入事業者も含めて、産業廃棄物の減量や適正処理に関する研修や勉強会を実施していればチェックし、その頻度を記入する。]
- その他 ()

② 食堂等の構内営業事業者を含めた取組

食堂などの構内営業事業者を含めて取り組んでいる事項について選択肢の中から選択してください。構内営業事業者を有さない場合は、「構内営業事業者を有していない」を選択してください。

(選択肢の解説)

- 構内営業事業者を有していない。
[構内営業事業者を有していなければチェックする。]
- 産業廃棄物の適正な処理に関する情報を共有している。
[産業廃棄物の適正な分別や保管、処理方法の選択など、適正に処理するために必要な情報を構内営業事業者と共有していればチェックする。]
- 構内営業事業者も含めた研修や勉強会を実施している。 (頻度：頻度を記入する。)
[構内営業事業者も含めて、産業廃棄物の減量や適正処理に関する研修や勉強会を実施していればチェックし、その頻度を記入する。]
- その他 ()

③ 共同研究先を含めた取組

共同研究先を含めて取り組んでいる事項について選択肢の中から選択してください。共同研究先を有さない場合は、「共同研究先を有していない」を選択してください。

(選択肢の解説)

- 共同研究先を有していない。
【 共同研究先を有していなければチェックする。 】
- 産業廃棄物の適正な処理に関する情報を共有している。
【 感染性廃棄物や有害化学物質を含んだ産業廃棄物の適正な分別や保管、処理方法の選択など、適正に処理するために必要な情報を共同研究先と共有していればチェックする。 】
- その他 ()

4 産業廃棄物の減量及び適正な処理に係る情報の発信に係る取組

自社の産業廃棄物の減量や適正な処理を確保するための取組等で、外部に向けて公表している内容と公表の方法について、選択肢の中から選択してください。

(選択肢の解説)

- 産業廃棄物の減量及び適正処理に係る経営上の方針
【 産業廃棄物の減量及び適正な処理に関する経営上の方針を公表していればチェックし、公表方法を選択する。 】
<公表方法>
 - 学内での掲示 ホームページへの掲載 環境報告書への掲載
 - その他 ()
- 産業廃棄物の排出状況・処理状況
【 産業廃棄物の排出状況及び処理状況を公表していればチェックし、公表方法を選択する。 】
<公表方法>
 - 学内での掲示 ホームページへの掲載 環境報告書への掲載
 - その他 ()
- 自ら処理を行う場合の、処理施設から生じる環境汚染物質等の測定値
【 自ら処理を行う場合に、処理施設から排出される排ガスや排水などに含まれる環境汚染物質を測定し公表していればチェックし、公表方法を選択する。 】
<公表方法>
 - 学内での掲示 ホームページへの掲載 環境報告書への掲載
 - その他 ()
- 廃棄物の減量及び適正処理に資する研究の成果
<公表方法>
 - 学内での掲示 ホームページへの掲載 環境報告書への掲載
 - その他 ()
- その他 ()
<公表方法>
 - 学内での掲示 ホームページへの掲載 環境報告書への掲載
 - その他 ()

5 処理を委託した産業廃棄物の適正な処理を確保するための取組

産業廃棄物の処理責任は排出事業者にあります。不適正処理のリスクを低減するには、委託する産業廃棄物の量や種類に見合った処理業者と委託契約を締結し、産業廃棄物を引き渡した後も処理の履行状況を常に把握し、委託管理を行うことが重要です。

ここでは、処理の委託先を選定する際に確認している事項や産業廃棄物を引渡し

た後の確認事項、処理費用の支払方法、契約締結後も委託先に定期的に確認している事項について報告をしていただきます。

(1) 産業廃棄物の処理の委託先を選定するときに確認している事項

産業廃棄物の収集運搬の委託先、中間処理及び最終処分委託先を選定する際に確認している事項について、選択肢の中から選択してください。

① 収集運搬業者を選定するときに確認している事項

① 収集運搬業者を選定するときに確認している事項

(選択肢の解説)

- 自大学との過去の契約実績を確認している。
〔 自大学との過去の契約実績を確認していればチェックする。 〕
- 複数の収集運搬業者の料金を比較している。
〔 複数の収集運搬業者の料金を比較していればチェックする。 〕
- 許可証の内容
〔 収集運搬業者の許可証又は許可証(写)から、委託する産業廃棄物を運搬するための許可を取得していることを確認していればチェックする。併せて確認内容を選択する。 〕
<確認内容>
 - 許可の期限
 - 許可品目
 - 積み込み場所と運搬先の許可の有無
 - 積替え保管の有無
 - その他 ()
- 委託する産業廃棄物の品目の収集運搬実績を確認している。
〔 委託する品目の運搬実績を確認していればチェックする。 〕
- 処理業者団体に照会している。
〔 委託する産業廃棄物の収集運搬が可能な業者はどこか、処理業者団体に照会していればチェックする。 〕
- 収集運搬業者選定のためのチェックリストを作成して活用している。
〔 収集運搬業者を選定するためのチェックリストを作成し、選定の際に活用していればチェックする。 〕
- 都の報告・公表制度の対象である収集運搬業者(積替え保管を含む。)の場合には、公表されている報告内容を参考にしている。
〔 委託する収集運搬業者が、東京都廃棄物条例に基づく、産業廃棄物収集運搬業者の処理状況報告・公表制度の対象者である場合に、公表されている報告内容を確認し参考にしていればチェックする。併せて参考にしている内容を選択する。 〕
<参考にしている内容>
 - 事業概要
 - 報告期間末の施設の現況
 - 処理実績
 - その他 ()
- 積替え保管を伴う場合には、積替え保管施設を現地確認している。
〔 積替え保管を伴う委託をする場合に、積替え保管施設を現地で確認していればチェックする。併せて確認している内容を選択する。 〕
<確認内容>
 - 実際に保管されている産業廃棄物の種類
 - 保管量
 - 飛散や流出の防止対策
 - 廃棄物処理法で記載と備付けが義務付けられている帳簿の内容
 - その他 ()
- 従業者の教育訓練の実施状況を確認している。
〔 収集運搬業者の従業者に対する教育訓練の実施状況を確認していればチェックする。 〕
- 車両事故等の緊急時における対応方法を確認している。
〔 車両事故が発生した場合等、緊急事態に備えて、迅速な連絡体制が構築されていることの確認や対応マニュアルの有無を確認していればチェックする。 〕
- 財務状況を確認している。
〔 収集運搬業者の財務状況を確認していればチェックする。 〕

- 電子マニフェストの導入状況を確認している。
 電子マニフェストを使用するために、収集運搬業者が電子マニフェストを導入していることを選定の要件としていればチェックする。
- GPSやICタグ等のITを活用した産業廃棄物の追跡システムの導入状況を確認している。
 ITを活用した産業廃棄物の追跡システムを使用するために、収集運搬業者が追跡システムを導入していることを選定の要件としていればチェックする。
- その他 ()

② 処分業者を選定するときに確認している事項

(選択肢の解説)

- 自大学との過去の契約実績を確認している。
 自大学との過去の契約実績を確認していればチェックする。
- 複数の処分業者の料金を比較している。
 複数の処分業者の料金を比較していればチェックする。
- 許可証の内容を確認している。
 処分業者の許可証又は許可証(写)から、委託する産業廃棄物を処分するための許可を取得していることを確認していればチェックする。併せて確認内容を選択する。
 <確認内容>
 許可の期限 許可品目 処理方法 処理能力
 その他 ()
- 委託する産業廃棄物の品目の処分方法や処分実績を確認している。
 委託する産業廃棄物の処分方法や処分実績を確認していればチェックする。
- 処理業者団体に照会している。
 委託する産業廃棄物の処分が可能な業者はどこか、処理業者団体に照会していればチェックする。
- 処分業者選定のためのチェックリストを作成して活用している。
 処分業者を選定するためのチェックリストを作成し、選定の際に活用していればチェックする。
- 都内での処分を委託する場合は、都の報告・公表制度の内容を参考にしている。
 都内での処分を委託する場合、東京都廃棄物条例に基づく、産業廃棄物処分業者の報告・公表制度で公表されている報告内容を確認し、参考にしていればチェックする。併せて参考にしている内容を選択する。
 <参考にしている内容>
 事業概要 報告期間末の施設の現況 処理の実績
 その他 ()
- 処分業者の施設を現地確認している。
 中間処理施設など、施設の状況を現地で確認していればチェックする。
 <確認内容>
 処理されている産業廃棄物の種類 処理方法
 処理前、処理後の産業廃棄物の保管量 飛散や流出の防止対策
 廃棄物処理法で記載と備付けが義務付けられている帳簿の内容
 その他 ()
- 従業者の教育訓練の実施状況を確認している。
 処分業者の従業者に対する、教育訓練の実施状況を確認していればチェックする。
- 中間処理を委託する場合、中間処理後の残さの処分先(最終処分場等)を現地で確認している。
 中間処理を委託する場合に、中間処理後の産業廃棄物(処理残さ)の処分先施設(最終処分場など)を、現地で確認していればチェックする。併せて確認している内容を選択する。
 <確認内容>
 搬入されている産業廃棄物の種類 最終処分場の残存容量

- 廃棄物処理法で記載と備付けが義務付けられている帳簿の内容
- その他 ()
- 危機管理体制を確認している。
 - 事故が発生した場合などに備えて、迅速な連絡体制が構築されていることの確認や対応マニュアルの有無を確認していればチェックする。
- 環境保全への取組状況を確認している。
 - 産業廃棄物の処分に伴う環境負荷低減に向けた取組や、環境保全への取り組み状況を確認していればチェックする。
- 財務状況を確認している。
 - 処分業者の財務状況を確認していればチェックする。
- 電子マニフェストの導入状況を確認している。
 - 電子マニフェストを使用するために、処分業者が電子マニフェストを導入していることを選定の要件としていればチェックする。
- GPSやICタグ等のITを活用した産業廃棄物の追跡システムの導入状況を確認している。
 - ITを活用した産業廃棄物の追跡システムを使用するために、処分業者が追跡システムを導入していることを選定の要件としていればチェックする。
- その他 ()

(2) 産業廃棄物の処理の過程において当該産業廃棄物に関して確認している事項

産業廃棄物を委託先に引き渡す際や、引渡し後の履行状況を確認するために取り組んでいる事項について、選択肢の中から選択してください。

(選択肢の解説)

- 収集運搬業者に引き渡す際に従業者が立ち会っている。
 - 産業廃棄物を収集運搬業者に引渡す際に、従業者が立ち会っていればチェックする。
- 収集運搬業者に引き渡す際に産業廃棄物の種類を再確認している。
 - 産業廃棄物を収集運搬業者に引渡す際に、引き渡す産業廃棄物の種類が契約内容、マニフェスト等の記載と相違ないか再確認していればチェックする。
- 収集運搬業者に引き渡す際に産業廃棄物の数量を再確認している。
 - 産業廃棄物を収集運搬業者に引渡す際に、引き渡す産業廃棄物の数量がマニフェスト等の記載と相違ないか再確認していればチェックする。
- 収集運搬業者が使用する運搬車両の許可番号表示の有無を確認している。
 - 産業廃棄物を収集運搬業者に引渡す際に、収集運搬車両の許可番号表示を確認し、契約している収集運搬業者の車両であることを確認していればチェックする。
- GPSやICタグ等のITを活用して処理の履行状況を確認している。
 - GPSやICタグ等のITを活用した産業廃棄物の追跡システムを導入して、委託処理の履行状況を随時確認していればチェックする。
- すべてのマニフェスト等と契約書の内容を突合して、委託の履行状況を再確認している。
 - 委託処理の終了後に、マニフェスト等と処理委託契約書の内容を突合して、委託の履行状況の再確認を行っていればチェックする。
- その他 ()

(3) 産業廃棄物処理に係る費用の支払方法

処理費用の直接の支払い先と支払い時期について、選択肢の中から選択してください。

(選択肢の解説)

- 収集運搬業者、処分業者に個別に支払っている。
〔 処理費用を収集運搬業者、処分業者それぞれに個別に支払ってあればチェックする。併せて費用の支払時期を選択する。なお、収集運搬と処分の両方を同一業者に委託している場合についても、本選択肢にチェックする。 〕
- <支払時期>
(収集運搬業者への支払時期)
 - 収集運搬業者に引き渡す時点
〔 収集運搬業者に引き渡した後、運搬終了を確認する前に支払ってあればチェックする。 〕
 - 運搬の終了を確認後
〔 運搬の終了を確認した後に支払ってあればチェックする。 〕
 - 処分委託先での処分の終了を確認後
〔 中間処理を委託している場合には委託先での中間処理が終了したことを確認した後に、最終処分を委託している場合には最終処分が終了したことを確認した後に支払ってあればチェックする。 〕
 - 最終処分の終了を確認後
〔 中間処理を委託した場合の処理残さを含めて、最終処分が終了したことを確認した後に支払ってあればチェックする。 〕
 - その他 ()
- (処分業者への支払時期)
 - 処分委託先での処分の終了を確認後
 - 最終処分の終了を確認後
 - その他 ()
- 処分業者に一括して支払っている。
〔 収集運搬の費用も併せて処分業者に一括して支払ってあればチェックする。併せて費用の支払時期を選択する。 〕
- <支払時期>
 - 運搬の終了を確認後
 - 最終処分の終了を確認後
 - その他 ()
- 収集運搬業者に一括して支払っている。
〔 処分の費用も併せて収集運搬業者に一括して支払ってあればチェックする。併せて費用の支払時期を選択する。 〕
- <支払時期>
 - 収集運搬業者に引き渡す時点
 - 処分委託先での処分の終了を確認後
 - その他 ()
 - 運搬の終了を確認後
 - 最終処分の終了を確認後
 - その他 ()

(4) 委託先が産業廃棄物の適正な処理を行い得る状態が維持されているか確認している事項

委託契約を締結した後も、契約内容を遵守して適正な処理を行い得る状態にあるか確認している事項について、選択肢の中から選択してください。

(選択肢の解説)

- 許可内容の変更の有無を確認している。
〔 許可期限が切れていないか、契約時と許可内容に変更がないか等を、定期的に確認してあればチェックする。併せて確認頻度を記入する。 〕
(確認頻度 確認頻度を記入)

- 行政処分を確認している。
 行政処分により許可の取り消しや事業停止命令を受け、営業できなくなっていることがないかを、定期的に確認していればチェックする。併せて確認頻度を記入する。
 (確認頻度 確認頻度を記入)
- 委託先と意見交換を実施している。
 委託先と、分別方法や注意すべき法令などについての意見交換や情報交換を定期的に行っていればチェックする。併せて確認頻度を記入する。
 (確認頻度 確認頻度を記入)
- 委託先が都の報告・公表制度の対象となる事業者である場合には、公表内容を確認している。
 委託先が東京都廃棄物条例に基づく、産業廃棄物収集運搬業者又は処分業者の報告・公表制度の対象者の場合、公表されている報告内容を定期的に確認していればチェックする。併せて確認頻度を記入する。
 (確認頻度 確認頻度を記入)
- 委託先の処分業者の施設を定期的に現地確認している。
 中間処理施設など、施設の状況を定期的に現地で確認していればチェックする。併せて確認頻度を記入する。
 (確認頻度 確認頻度を記入)
- 中間処理を委託している場合は、中間処理後の残さの処分先施設を定期的に現地確認している。
 中間処理を委託している場合に、中間処理した後の処理残さの処分先施設（最終処分場など）を、定期的に現地で確認していればチェックする。併せて確認頻度を選択する。
 (確認頻度 確認頻度を記入)
- その他 ()
 (確認頻度)

6 産業廃棄物の処理に伴う環境への負荷を低減するための取組

産業廃棄物の処理に伴う環境への負荷を、より少なくするために取り組んでいる事項について選択肢の中から選択してください。産業廃棄物の減量・適正処理に関する社会貢献活動を行っている場合には、具体的内容も記入してください。

(選択肢の解説)

- 資源化目標を設定している。
 排出される産業廃棄物のうち、感染性廃棄物や有害化学物質を含んだ産業廃棄物以外のものについて、資源化目標を設定していればチェックする。
- 原材料や試薬等の購入及び使用を計画的に行っている。
 原材料や試薬等の購入及び使用は、必要に応じた量を購入し、使用期限の迫ったものから使用するなど計画的に行い、産業廃棄物の排出抑制を図っていればチェックする。
- 再使用、マテリアルリサイクル、サーマルリサイクルの優先順位に配慮した処理方法を選択している。
 環境への影響を考慮し、有害化学物質を含まない産業廃棄物については、廃棄物の素材に応じた適切な再生や処理の方法がとられるように、ルールを決めて処理方法を選択していればチェックする。
- 自ら設置する処理施設から生じる環境汚染物質等の定期的測定と改善を行っている。
 自ら処理を行う場合に、処理施設から排出される排ガスや排水などに含まれる環境汚染物質を測定し、その結果に基づき施設等の改善を行っていればチェックする。
- 産業廃棄物の減量・適正処理に関する社会貢献活動を行っている。
 産業廃棄物の減量や適正処理に関するボランティア活動など、社会貢献活動を行っている場合にチェックする。併せてその具体的内容を記入する。
 (社会貢献活動の具体的内容)

社会貢献活動の具体的な内容を記入

- その他 ()

7 産業廃棄物の再生状況

排出される産業廃棄物のうち、有害化学物質を含んだ産業廃棄物以外の産業廃棄物について、資源化率と資源化の内容について記入してください。資源化は、委託処理後に資源化されるものも含まれます。

(記入例)		【資源化率 (%) = 資源化量 / 発生量 × 100】	
<input checked="" type="checkbox"/>	金属くず	⇒ 資源化率(80 %)	資源化内容(金属原料)
<input checked="" type="checkbox"/>	ガラスくず	⇒ 資源化率(60 %)	資源化内容(ガラス原料)
<input type="checkbox"/>		⇒ 資源化率(%)	資源化内容()

8 再生資源の利用状況

事業場において活用している再生資源及び再生品があれば記入してください。

9 その他の取組

産業廃棄物の減量及び適正な処理を確保するための取組で、これまで報告した内容以外の取組があれば 1,000 文字以内で記入してください。

用語解説

あ行

ICタグ

様々な情報が記録できる無線ICチップを内蔵したタグ（荷札）のこと。ICチップとアンテナから構成されるICタグは、電波を利用することで、複数のタグを一括して読み取ることや離れた場所から読み取ることができるなど、バーコードにはない特徴を有している。今後はバーコード機能の代替のみならず、ネットワークとの結びつきを深めつつ多様な分野で利用されることが期待されている。

か行

感染性廃棄物

病院や診療所などの医療関係機関等から発生し、感染のおそれのある廃棄物のこと。血液等、臓器、注射針、血液等が付着したガーゼ、病原微生物に関連した試験・検査等に用いられた試験管などがある。特別管理産業廃棄物に該当する。

（廃棄物処理法施行令第2条の2第4項）

企業の社会的責任（CSR）

現在、企業に求められる社会的な責任は、従来の経済的・法的な企業の責任を大きく超えた概念にまで広がっており、企業と何らかの利害関係を有する主体として顧客、株主、従業員のほか、取引先、地域住民、金融機関など、多くの主体が含まれるようになってきている。企業にとって、これら利害関係者との関係をこれまで以上に大切にし、具体的かつ実効性のある配慮行動をとることの重要性が増しており、国内では環境への取組状況から企業を選定するエコ・ファンドや、より広範な観点から企業を評価する動きが活発化している。（Corporate Social Responsibility）

さ行

サーマルリサイクル

熱エネルギーの回収を目的としたリサイクル方法のことで、廃棄物発電はその一つである。

最終処分

埋立処分場での埋立等により廃棄物を最終的に処分すること。

産業廃棄物処理業者

他人から産業廃棄物の処理（収集運搬、処分）の委託を受けて、その当該区域を管轄する知事の許可を受けて、業として行う者の総称である。収集運搬業者は、産業廃棄物の積み込み場所と荷卸し場所の両方の許可が必要である。処分業は、焼却処理や破碎処理などを行う中間処理業と中間処理後の残さ物などを埋め立てる最終処分業がある。

GPS

Global Positioning System 「全地球測位システム」。人工衛星を利用して自分が地球上のど

こにいるのかを割り出すシステムで、カーナビゲーションシステムに利用されている。GPSを活用し産業廃棄物の収集運搬車両の位置情報を管理することで、リアルタイムに産業廃棄物の移動情報が把握できる。

た 行

中間処理

廃棄物の最終処分を行うために、廃棄物を処理する工程を言い、脱水や焼却、破砕などの処理を行うこと。

特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして法令で定めたもの。廃油、感染性廃棄物、PCB廃棄物などがあり、普通の廃棄物とは別に処理基準が定められ、業の許可も区別されている。（廃棄物処理法第2条第5項）

積替・保管

運搬してきた廃棄物を一時的に集積し、また、他の車両に積み替える作業を行うこと。積替え保管を行う場合は、①あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること ②搬入された廃棄物の量が、適切に保管できる量を超えないこと ③搬入された廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出することなど、保管基準の定めがある。

ま 行

マテリアルリサイクル

物質素材として回収することを目的としたリサイクル方法のこと。プラスチックのマテリアルリサイクルには、材料化やモノマー化のほか高炉やコークス炉の原料としての利用がある。